

令和4年度『わかやま庭園文化と歴史回遊』ツアー造成事業業務委託 仕様書

1. 事業の名称

令和4年度『わかやま庭園文化と歴史回遊』ツアー造成事業業務委託

2. 事業の目的および概要

本事業は、和歌山県ガーデンツーリズム推進協議会（以下、「当協議会」という）が取り組むガーデンツーリズム推進事業の一環として実施する。ガーデンツーリズム計画書『わかやま庭園文化と歴史回遊～ 紀州徳川家の城下町から高野山へ 紀の川の恵みを感じる旅 ～』（以下、『わかやま庭園回遊』という。）をテーマとし、和歌山県北部地域（和歌山市、岩出市、紀の川市、高野町。以下、「当該地域」という。）に所在する構成庭園に、地域の歴史と文化を味わえる体験プログラムを組み合わせたツアー商品を造成し、販売できる状態にすることで、当該地域への送客の促進を目的として事業を行うものである。

上記目的達成のために、当該地域の観光素材、体験プログラムを精査したうえで、現地調査やヒアリング等をもとに、以下の内容のツアーを造成する。

なお、本事業は、観光庁の令和4年度「地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業」補助金を活用して実施する。

3. 契約期間

契約締結日から令和5年1月31日まで

4. 委託額

7,000,000円（税込）以上7,700,000円（税込）以下

※本事業を実施するすべての経費を含む。

なお、観光庁の令和4年度「地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業」における補助対象外経費は含めないこと。

5. 業務内容

本業務で委託する業務は、次の（1）から（4）とする。

なお、業務にあたっては、当協議会と十分に協議・調整すること。

（1）モニターツアーの企画・実施

- ・モニターツアーの企画にあたっては、ツアー商品造成に長け、日本人目線からだけでなく、外国人目線を持った担当者による現地調査を行う。
- ・当該地域で商品に盛り込むべきコンテンツの選定・精査
- ・コンテンツ選定中またはコンテンツ選定後に、関係各所へのヒアリングを実施し、ツアー受け入れの可否を確認するとともに、コンテンツの見せ方を工夫する。
- ・当協議会と連携し、当該地域の関係団体・事業者との関係性構築を行い、協調性を持って取り

組む。

- ・モニターツアーの集客に当たっては、ターゲットにリーチできる効果的な媒体・手法を採用すること。
- ・モニターツアー実施時には参加者に対してアンケートを実施し、ツアー商品造成に役立てること。
- ・モニターツアー参加者から徴収した参加費は、受託事業者の収入とし、モニターツアー実施経費に充てることができるものとする。（見積書には、参加者から徴収して賄う経費を含めないこと。）
- ・モニターツアーの実施回数 3回以上
- ・モニターツアーの参加人数 20人以上（モニターツアー1回につき）

(2) モニターツアーのレビュー・中間報告

- ・モニターツアー時に実施したアンケート結果を取りまとめ、分析すること。
- ・アンケート結果・分析結果も参照しつつ、モニターツアーを振り返り、ツアー商品造成に向けて良かった点や課題をまとめること。
- ・モニターツアーの企画・実施にかかる中間報告書を作成し、当協議会に提出すること。中間報告書にはアンケート結果・分析結果も記載すること。

(3) 前号のレビューに基づくツアーの造成・販路構築

- ・前号のレビューに基づいて、ツアー商品を造成すること。
- ・ツアー商品造成に長け、日本人目線からだけでなく、外国人目線を持った担当者がツアー商品造成に主要メンバーとして関与していること。
- ・商品概要の当該地域へのレビュー、および意見の収集
- ・意見を反映したツアーの造成
- ・造成したツアー商品を国内外の旅行者に販売するための予約システムを構築し、販売体制を構築すること。
- ・造成したツアーを海外の旅行会社に販売する体制を構築すること。
- ・造成したツアー商品の販売計画
- ・ツアー参加者に配布する資料（旅のしおり等）（日本語・英語）の最終版の作成
- ・販売可能なツアー商品の造成数 3件以上

※本事業はツアー商品造成・販路構築を目的とするものであり、契約期間内の販売は必須ではない。

※ツアー商品を掲載した予約システムやウェブサイト等への流入を図るプロモーション活動は、本事業には含まない。

(4) 造成したツアー商品及び販路のレビュー・最終報告

- ・受託事業者は、造成したツアー商品にかかるレビューを行い、造成者による商品の自己評価、および今後の改善点の提案を盛り込んだ最終報告書を当協議会に提出すること。

6. 造成するツアー商品の概要

(1) ターゲット

- ・国内外の **Educated Traveler**
- ・国内外の自然愛好者
- ・国内外の潜在層
- ・インバウンド旅行者については、欧米豪市場を主たるターゲットとする。

(2) ツアーの概要

ターゲットとなる顧客層の自己実現や精神的充足など旅行に求める要素を盛り込むこと。実現するコースは、『わかやま庭園回遊』のコンセプトに合致し、当該地域の素材・宿泊・観光コンテンツを含むものとする。庭園を鑑賞して回るだけでなく、豊かで多彩な歴史・食文化や文化体験プログラムを組み合わせ付加価値を高めた、インバウンド対応も可能なツアーとすること。

コンテンツ①: 国内だけでなく将来のインバウンド受入を想定したフリープラン型ツアー (FIT)

【概要】

1泊2日、2泊3日のコースの宿泊型をメインとして構成庭園だけでなく周辺で実施可能な体験などの要素も取り入れる (日帰りも選択可)

【地域】

宿泊地候補：和歌山市・岩出市・紀の川市・高野町

全ての構成庭園を巡るのではなく、参加者が自由に選択できる

移動手段：公共交通、レンタカー、サイクリングなどをオプションで選択可

【特徴】

昼食は地域の特性を活かしたものを提供

【『わかやま庭園回遊』構成庭園】

養翠園、番所庭園、和歌山城西之丸庭園、根來寺庭園、粉河寺庭園

総本山金剛峯寺蟠龍庭・四季の庭

コンテンツ②: 国内だけでなく将来のインバウンド受入を想定した行程管理型ツアー (団体旅行)

【概要】

1泊2日、2泊3日のコースの中で複数の構成庭園 (2泊3日は6つの構成庭園) を中心にバスまたはジャンボタクシーで巡る

【地域】

宿泊地候補：和歌山市・岩出市・紀の川市・高野町

【特徴】

昼食は地域の特性を活かしたものを提供

【『わかやま庭園回遊』構成庭園】

養翠園、番所庭園、和歌山城西之丸庭園、根來寺庭園、粉河寺庭園

総本山金剛峯寺蟠龍庭・四季の庭

(3) ツアーコンセプト

以下の点を配慮し、既存の商品やそれぞれの地域が差別化されているツアーとする。

- ①テーマ...『わかやま庭園回遊』
- ②利便性・安全性...顧客が負荷なく、連続的に旅を進めることができる行程であり、荷物の運搬の不便や旅程中の不具合を解消できる内容とする。
- ③発見性...地域の方との交流
- ④新規性...市場に出回っていないコンテンツを組み込んでいる。

7. 提案書に盛り込む内容

提案書には以下の内容を盛り込むこと。

(1) 業務遂行能力

- ①業務遂行人員及び体制
- ②緊急時の連絡体制
- ③過去の同等の業務実績
- ④事業スケジュール

(2) 業務統括能力

関係者との連携体制

(3) 業務内容の理解度

(4) 造成するツアー商品の具体的な提案

- ①造成するツアー商品の具体的な行程の提案
- ②造成したツアー商品の国内外への販路の提案
- ③造成したツアー商品の販売計画の提案
- ④モニターツアーの実施体制の提案 等

(5) 見積書

「5. (1)～(4)」で列挙している項目ごとに、費目を列挙したうえで、その内訳及び内容の詳細を、可能な限りその内容・用途を明確に記載すること。

すべての経費に、単価及び数量を記載すること。なお、数量を「一式」として記載することは認めない。

見積金額は、税込・税抜それぞれで記載すること。

8. 成果品

モニターツアーのレビュー後に中間報告書を提出すること

また、造成したツアー商品及び販路のレビュー後に、当協議会の指定する様式で「委託業務完了届」及びその別紙として下記を網羅した内容の最終報告書を契約期間の終期までに提出すること。

(1) 提出先・部数

和歌山県ガーデンツーリズム推進協議会 2部

※事前にデータにて送付の上、当協議会の校正を受けて完成させることとする。

(2) 記載する内容

① ツアーの概要

全体像、ツアーの流れ（行程のサマリー）、ツアーに含むもの・含まないもの、販売価格、販売ページの URL、設定期間

② ツアーの日別詳細

日別に体験できる施設や体験コンテンツ、特徴、オプションとして利用可能な施設や体験コンテンツ、宿泊施設

③ 商品の評価

日本人目線のみならず、外国人目線を活かした造成者による商品の自己評価、および今後の改善点の提案

④ 地域から提案のあった素材・コンテンツの評価

ツアーへの反映状況（非反映の場合はその理由）

⑤ 予約システム等への掲載（予定）イメージ

⑥ 造成したツアー商品の販売計画

⑦ ツアー参加者へ配布する資料（旅のしおり）

9. 事業スケジュール

7月1日から 10月28日	(1) モニターツアーの企画・実施 ※モニターツアー実施は9月、10月を想定
10月31日から 11月7日まで	(2) モニターツアーのレビュー・中間報告
11月8日から 12月28日まで	(3) 前号のレビューに基づくツアー商品の造成・販路構築
翌年1月4日から 1月31日まで	(4) 造成したツアー商品および販路のレビュー・最終報告

10. 疑義等

事業の円滑かつ効率的な進捗を図るために、当協議会と受託事業者は綿密な連携を図り、進めるものとする。なお、本仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度当協議会と協議のうえ対処すること。

1 1. 執行体制

本事業の受託事業者は、業務実施に向けての連絡体制の構築、緊急時の体制など、効果的かつ確実に業務が執行できる実施体制を確立し、主担当者、副担当者、責任者等を明確にし、業務内容を常に複数の者が把握し、当協議会からの問い合わせには即座に対応すること。

1 2. その他

- (1) 本事業で造成したツアー商品は、受託事業者に帰属し、履行期限終了以降も継続して販売するものとする。
- (2) 履行期限終了後においても、当協議会からの求めに応じて当該ツアーの状況（販売実績及び定性的な意見）を報告すること。
- (3) 本事業による旅のしおりなどの制作物（ただし、本事業開始以前から当協議会または第三者が著作権等の知的財産を有する部分を除く）は、受託事業者に帰属することとする。
- (4) 本事業の受託事業者は、当協議会と十分に協議を行いながら事業を進めること。
- (5) 受託事業者として本事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

1 3. 参考資料

(1) ガーデンツーリズム計画書『わかやま庭園文化と歴史回遊～ 紀州徳川家の城下町から高野山へ 紀の川の恵みを感じる旅 ～』

<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001465186.pdf>

(2) ガーデンツーリズム計画書の概要

<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001465183.pdf>

(3) 『わかやま庭園回遊』観光パンフレット

https://downloads.ctfassets.net/8kohjgazu1qe/1o2bSnODpv4uRYZANSueL8/7514f4c922d051803e1b244008dff66/pdf_wakayama-garden-tourism.pdf

以上